

# 結婚に伴う新生活を応援します!

## ～結婚新生活支援事業補助金のご案内～

平戸市では結婚に伴う新生活を経済的に支援し、より良い環境で新婚生活をスタートできるよう、新居の住居費用や住宅のリフォーム費用を補助します。  
お気軽にお問い合わせください。



対象者	<p>次の要件を全て満たす世帯です。なお、補助金を受けるためには<u>セミナー等の受講</u>が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 夫婦別々にセミナーを受講し、アンケートに回答したご夫婦。</li><li><input type="checkbox"/> 令和7年1月1日～令和8年3月31日の期間に婚姻届を提出し、受理されたご夫婦。</li><li><input type="checkbox"/> 婚姻日におけるご夫婦の年齢がいずれも39歳以下であること。</li><li><input type="checkbox"/> 別に定めた算出にて、ご夫婦の所得を合わせて500万円未満であること。 ※算出する所得は、申請年度のもの。 ※奨学金を返還している世帯は、奨学金の年間返済額をご夫婦の所得から控除。</li><li><input type="checkbox"/> 交付申請時においてご夫婦とも平戸市内の住宅に居住していること。</li><li><input type="checkbox"/> 過去にこの制度に基づく補助を受けたことがないこと。</li><li><input type="checkbox"/> 市税の滞納がないなど、平戸市が定める要件を満たす世帯。</li></ul>									
対象経費	<p>(1) 結婚に伴う新規の賃貸住宅に係る経費 賃料、敷金、礼金、仲介手数料、共益費 ※賃借に付随して発生する費用（駐車場代、清掃代、更新手数料、家財保険料等）は対象外です。</p> <p>(2) 結婚に伴う住宅のリフォームに係る経費</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・間取りの変更、部屋等の増築、玄関の増設など</li><li>・キッチン、浴室、トイレ、洗面所等の改修又は増設</li><li>・屋根（天井）、外壁、床の改修など</li></ul>									
補助金額	<table border="1"><thead><tr><th></th><th>補助上限金額</th><th>下記の①または②に該当する場合の補助上限金額</th></tr></thead><tbody><tr><td>夫婦ともに年齢が29歳以下の世帯</td><td>60万円</td><td>80万円</td></tr><tr><td>上記以外の世帯</td><td>30万円</td><td>40万円</td></tr></tbody></table> <p>① 婚姻を機に平戸市外から転入している場合 ② 平戸市出身で婚姻を機に、その出身中学校区に居住する場合</p>		補助上限金額	下記の①または②に該当する場合の補助上限金額	夫婦ともに年齢が29歳以下の世帯	60万円	80万円	上記以外の世帯	30万円	40万円
	補助上限金額	下記の①または②に該当する場合の補助上限金額								
夫婦ともに年齢が29歳以下の世帯	60万円	80万円								
上記以外の世帯	30万円	40万円								
申請期限	<p>婚姻届を受理した日から1年以内 ※予算額に達した時点で受付を終了する場合があります。</p>									

裏面もご確認ください👉

## 申請方法

交付申請書に必要書類を添えて、平戸市役所 企画課 移住・定住政策班 にご提出ください。

### 必要書類

(1) (2) 共通		確認
①	ご夫婦の住民票の写し	
②	婚姻後の戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）	
③	ご夫婦の前年の所得が確認できる所得証明書またはこれに準ずる書類	
④	夫婦の双方または一方が奨学金を返済している場合、当該奨学金の返済額がわかる書類の写し	
⑤	無職・無収入申立書兼誓約書（該当する場合）	
(1) 婚姻に伴う新規の賃貸住宅にかかる経費		
⑥	住宅賃貸借契約書の写し	
⑦	勤務先等から住居費用にかかる手当等を受けている場合は、その証明書	
⑧	事業実施期間内の新規の住宅賃借にかかる費用であることが確認できる領収書またはその写し	
(2) 婚姻に伴う住宅のリフォームにかかる経費 ※工事着工前の申請が必要です。		
⑨	<b>着工前申請</b> 工事請負契約書の写し	
⑩	<b>現地確認</b> 着工前後の写真（担当職員が現地を確認します。）	
⑪	<b>実績報告</b> 領収書またはその写し	

## ご注意ください！

以下の要件に該当する場合、補助金の全部又は一部を返還いただきます。

- ・補助金の交付決定を受けた日から3年を経過する日までに市外に転出したとき。
- ・虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- ・補助金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。
- ・その他、市長が必要と認めたとき。

### 【お問合せ先】

平戸市役所 企画課 移住・定住政策班

TEL 0950-22-9105

e-mail [teiju@city.hirado.lg.jp](mailto:teiju@city.hirado.lg.jp)

◆申請にあたっては、事前にお問い合わせください。

